

当クリニックにおける機能強化加算算定に係るお知らせ

2022.04.1

2022年4月から機能強化加算算定のため下記を実施しております。

- ・患者さまが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載します。
なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行います。
- ・専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・保健・福祉サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。